

平成31年1月23日



株式会社セントラルパートナーズ

東北支店が「あおり働き方改革推進企業」に認定され、 登録証が授与されました

平成31年1月、青森県より『あおり働き方改革推進企業』に認定され、登録証を受領しました。これは、青森県が「企業の働きやすい環境づくりの取組により、従業員の結婚や子育ての希望を実現し少子化対策の推進を目指す」取組みであり、当社東北支店もこの趣旨に賛同し、平成29年8月「あおり働き方改革宣言企業」に認定、この度その実績が評価され平成31年1月22日「あおり働き方改革推進企業」として認定・登録されました。

認証番号 第 82 号

あおり働き方改革推進企業 認 証 書

株式会社セントラルパートナーズ東北支店

「あおり働き方改革推進企業」認証制度要綱第5条第1項に基づき、あおり働き方改革推進企業として認証します。

有効期間 平成31年1月22日から
平成33年1月21日まで



平成31年1月22日

青森県知事 三村 申吾



シンボルマーク

登録証